

議案第 30 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり三朝町住民ネットワーク光化事業整備工事（幹線等）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和2年5月15日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月19日

三 朝 町 長      松 浦 弘 幸

- 4 契約金額中「833,140,000 円」を「704,393,800 円」に改める。